

申請者の皆様へ

事業計画変更（営業所等）の新設・変更をされる場合は、下記に留意されるようお願いいたします。

記

1. 市街化調整区域でないか？

事業計画変更に伴い新設・変更される事業用施設が市街化調整区域にあるものでないか。

⇒ 市街化調整区域にあるかの判断は、市町村の都市計画課等の窓口で確認できます。

2. 市街化調整区域にあった場合

市街化調整区域である場合、原則として許可を受けなければ建物を使用することが出来ません。

⇒ 市街化調整区域である場合は、県庁都市計画課開発係にご相談下さい。
なお、以下の書類等が必要となりますので、事前に県庁都市計画課開発係に連絡されて下さい。

- ・ 位置図（道路地図等の写し）
- ・ 付近見取図（ゼンリン地図等）
- ・ 字図
- ・ 建物の謄本
- ・ 現況図（現在の建物の配置図）
- ・ 求積図（敷地及び建物）
- ・ 公図
- ・ 土地の登記事項証明書
- ・ 土地の利用計画図（既存の施設の利用計画等）
- ・ 建築物等の平面図
- ・ 知事が必要と認める図書

【お願い】

市町村都市計画課等にご相談の際、可能であれば当該窓口から申請地区の都市計画図の写しを入手していただき、認可申請の際に添付していただきますようお願いいたします。